

Ⅲ 花卉高杯のライフサイクル

馬路 晃祥¹

1 鳥取県埋蔵文化財センター

はじめに

花卉高杯は、これまで鳥取県埋蔵文化財センターにより変遷や製作技術等について包括的な検討が行われており（鳥取県埋蔵文化財センター編 2005、2008）、一定の成果を得ている。こうした成果が蓄積されている一方で、以下に挙げる点については、検討の余地があると考えられる。

まず、花卉高杯の変遷についてである。花卉高杯は、青谷上寺地遺跡からまとまった資料が出土し、水平口縁高杯からの脚部の変遷（茶谷 2005）が明らかにされている。杯部の変遷については、祖形を横杓子に求める案が提示されている（鳥取県埋蔵文化財センター編 2008、茶谷 2013）。杯部の変化は花卉数の変化として認識されてはいるが、弥生時代後期から古墳時代前期の時間幅の中での細かい変化は不明瞭なままである。また、弥生時代後期から古墳時代前期と考えられる花卉高杯の脚部の破片が、国道調査区 4 区Ⅲ b 層から出土し、弥生時代中期と報告されている（茶谷 2005）。

こうした編年研究とは別に、製作技術について工楽善通氏は、西念・南新保遺跡出土資料を基に轆轤による製作を指摘した（工楽 1989）。これに対し、青谷上寺地遺跡出土資料は、轆轤による製作に否定的な見解が提示されている（茶谷 2005、鳥取県埋蔵文化財センター編 2008）。

また、樋上昇氏は青谷上寺地遺跡出土の花卉高杯を他地域へ伝播する精製容器群と位置付けて、青谷の人々が作った他地域への輸出品（樋上 2008、2009）と評価している。こうした花卉高杯に関する評価の是非は、製作技術に関する工楽氏と茶谷氏の見解とどのように整合するのかが問われる。さらに、製作技術について

は、花卉装飾の割り付けにコンパス状の道具を使用した可能性が示唆されている（鳥取県埋蔵文化財センター編 2008、浦 2020）が、外形は立体的な曲面を成しており、コンパス状の道具がどの程度有効だったのか疑問が残る。

以上のような問題点を踏まえて、本論では初めに花卉高杯の通時的な変化とその背景を検討する。具体的には、青谷上寺地遺跡の出土資料に近年の鳥取県東部地域で出土した花卉高杯の資料を加えて、まず鳥取県東部地域での花卉高杯の変遷を整理し、それに基づいて他地域との並行関係を検討する。その後で、製作技術や出土状況の検討を行うことにする。

1 花卉高杯の変遷

花卉高杯は、青谷上寺地遺跡出土資料の整理で、杯部Ⅰ類（水平口縁杯部）からⅡ類（花卉装飾杯部）への変化として整理された（茶谷 2005）。脚部は水平口縁高杯から花卉高杯への一連の流れとして捉えることができる一方、杯部は型式学的に差異が大きすぎて直接つなげて考えることはできないため、Ⅱ類の杯部は横杓子を載せた形態（鳥取県埋蔵文化財センター編 2008、茶谷 2013）と考えられた。このことは、杯部と脚部は別系統からの組み合わせを想定した方が良いことを示唆していると考えられる。一方、近年の発掘調査では、松原田中遺跡、青谷横木遺跡で花卉高杯が 1 点ずつ出土し、乙亥正屋敷廻遺跡からは 6 個体分の資料が出土した。乙亥正屋敷廻遺跡から出土した花卉高杯の変遷は、杯部については、4 弁から 5 弁へと弁数の変化は認められるが、最も新しいと考えられるのは 4 弁のもので、分割線が粗雑なものへと変化する。脚部は、脚裾部接地面が三角形ないし五角形のものから円環状のものへと型式

変化する（馬路 2019）ことが明らかとなった。乙亥正屋敷廻遺跡の資料は、出土層位と型式変化は概ね対応すると考えられるが、花卉高杯成立までの資料が出土していない。そのため、この部分については層位的な裏付けを欠くが、青谷上寺地遺跡出土資料を基に型式学的な変化を重視して変遷を検討する。青谷上寺地遺跡を中心に鳥取県東部の出土資料の変遷を提示する（図 1）。

【第Ⅰ期】

杯部は、椀形杯部のもの（図 1-1）と、水平口縁杯部のもの（図 1-2）がある。椀形杯部のものは、底部から口縁部へと上外方に内湾気味に立ち上がる。

脚部は、水平口縁高杯の脚端部の突起が発達して、脚裾部が多数に分割された状態を呈する。これまでも、水平口縁高杯と花卉高杯との間をつなぐ資料として評価されてきた（茶谷 2005）ものである。なお、椀形杯部に伴うとされる脚部は同一個体かどうか分からない。

【第Ⅱ期】

水平口縁高杯は見られなくなり、椀形の杯部は浅くなると同時に、杯底部外面に浅い円形の段を有する個体、口縁部に飾り耳が付く個体が出現すると考えられる。この段階の杯部は形態にバリエーションがある可能性がある。

脚部は、脚端部を多数に分割した脚部から分割数を減じたものが出現する。

【第Ⅲ期】

杯部は大型化して浅い椀形ないし皿形を呈し、底部と口縁部の境界が不明瞭になる。杯底部外面には浅い円形の段がある。脚部の良好な資料は無い。

【第Ⅳ期】

この段階は、浅い椀形の杯底部外面に設けた円形段の内側を 4 分割した花卉装飾が現れる。口縁端部には飾り耳が付く。脚部の分割溝は脚柱部から脚台部へと伸びる。脚裾部は欠損しているが、杯部の花卉装飾の 2 倍の 8 つに分割されている。

【第Ⅴ期】

杯底部外面に設けられた円形段は無くなり、4 弁と 6 弁の花卉装飾が陽刻される。一木式のものと柄で脚部と結合するものがある。脚部は杯部の花卉装飾の倍数に分割され、裾部が長く直立気味に立ち上がる。脚裾部接地面は、三角形ないし五角形に削り出され、先端部に稜を形成する。

【第Ⅵ期】

杯部の花卉装飾には 5 弁のもの（図 1-11）が認められる。類例が増加すれば 4 弁のものと時期差が無くなる可能性もあるが、現状では層位関係に基づき後出するものとしておく。なお、4 弁のものは次時期にも認められるため、この時期にも本来は 4 弁、6 弁のものが伴うと考えられる。

脚部は、短く「ハ」の字に裾が広がるため、器高を減じる。脚裾部接地面に削り出された多角形先端部の稜が面取りされて無くなる。次時期との過渡的な資料と考えられる。

【第Ⅶ期】

花卉高杯の最終段階と考えられる。乙亥正屋敷廻遺跡から出土した花卉高杯（図 1-15）は 4 弁の装飾を持つものである。花卉装飾の分割線が粗雑で、明らかに分割に偏りがある。また、脚部とつなぐ柄が杯部内面底部に達している。青谷上寺地遺跡からも第 9 次調査で類似したものが出土している。

脚部の外形の特徴は引き続き「ハ」の字に広がるとともに、脚柱部と脚台部の境に削り出された段は最終的に痕跡として留める程度になる。脚裾部接地面の削り出しは多角形を呈さず、裾部の外形に沿って円環状を呈し、薄く仕上げられる（図 1-16、17）。青谷横木遺跡からも同時期と考えられる脚部片が出土している。

以上が弥生時代中期後葉から古墳時代前期初頭にかけての花卉高杯の変遷である。成立期にあたる第Ⅰ期から第Ⅳ期については、層位的な裏付けがある訳ではないが、杯部と脚部の型式

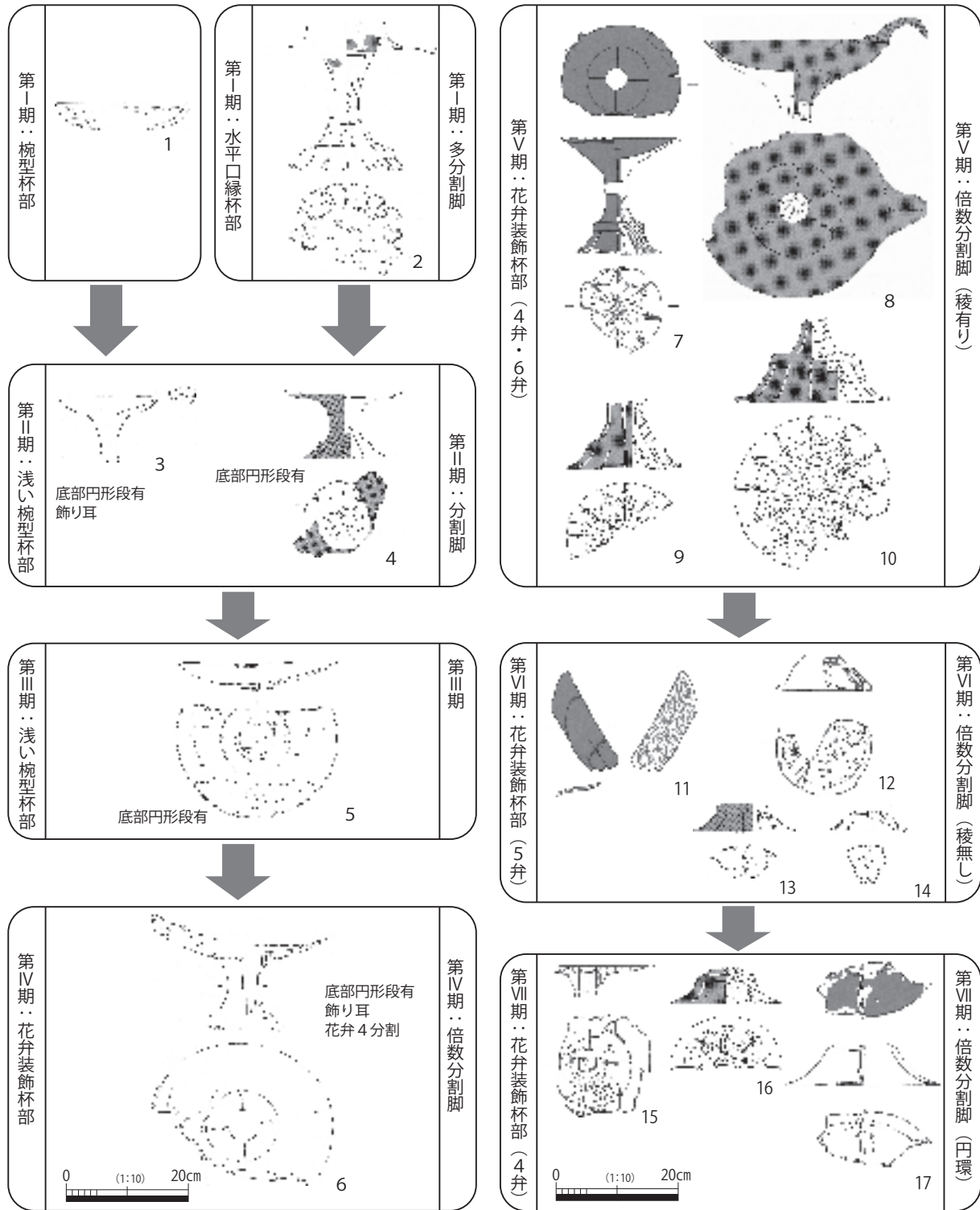


図1 花卉高杯の変遷 (左：I期～IV期、右：V～VII期)

学的な変化を重視した。最盛期から衰退期にあたる第V期から第VII期は、乙亥正屋敷遺跡の出土状況に基づく変遷である。杯部の変化は、主に杯底部外面の円形段を有する個体と飾り耳が出現し、円形段の内側が分割されて花卉状を呈し、その後円形段は無くなり花卉装飾が陽刻に変わる。この過程で、口径に対する杯底部外

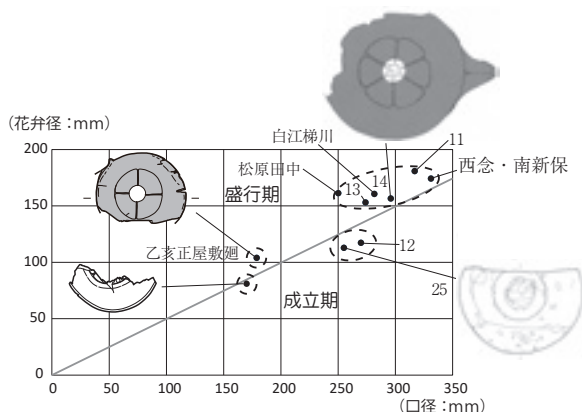
面の円形段の直径は花卉装飾の成立に伴って大きくなる。陽刻が成立する前の第IV期までは、口径対円形段の直径は2対1のラインを下回っていたが、第V期以降は口径対花卉径が2対1のラインを上回り、口径に対して花卉を大きくする傾向がある(図2)。花卉は4弁から6弁のものがあり、最終的には4弁のものが残る。

分割は概ね等分割を指向していたが、最終的には粗雑な4分割になる。

青谷上寺地遺跡や乙亥正屋敷廻遺跡の出土例を参考にすると、花卉高杯の最盛期と考えられるのが第Ⅴ期で4弁、6弁の花弁装飾が発達する時期と考えられる。乙亥正屋敷廻遺跡での出土状況や土器との型式学的な比較から時期を推定すると、第Ⅰ期は弥生時代中期後葉¹⁾、第Ⅱ期の浅い椀形杯部と分割脚は弥生時代後期前葉、第Ⅲ期から第Ⅳ期の4弁の花弁装飾と倍数分割脚の成立が弥生時代後期中葉、最盛期の第Ⅴ期は後期後葉から末葉、衰退期の第Ⅵ期から第Ⅶ期は弥生時代終末期から古墳時代前期初頭と考えられる。

2 変化の背景

花卉高杯の特徴の一つは、杯底部外面への装飾である。器高30cm程度の高杯を使用する場合、床に高杯を置いて使用すると、花卉装飾は全く見えない。装飾が見えるようにするためには、使用者の目線よりも上に置く必要がある。中期段階の水平口縁高杯が、口縁部を水平に拡張して装飾性を高めているのは、使用者が水平ないし斜め上から見ることを意識しているからと考えられる。同形態の木製品にはあまり装飾はないが、土器の場合は水平口縁端部に装飾を施す例がある。このように、装飾部位の差は、



※図中の番号は『木製容器・かご』（鳥取県埋蔵文化財センター編 2005）の掲載番号。

図2 口径と花卉径

使用時における目線との相対的な位置関係の変化を表していると考えられる（図3）。こうした目線の変化が生じる背景には、木製高杯の使用場面の変化が関係すると考えられる。入念に赤彩され、装飾を施した高杯をやや斜め下から仰ぎ見る場面は、おそらく集落内で行われたマツリの場でのことだったと考えられる。水平口縁高杯の装飾性を高め、土器との器形の共通性をなくして独自の器形を生み出し、より一層入念に作られたということは、花卉高杯の集落内での位置付けがマツリに特化する方向に変化したためと考えられる。このような位置づけの変化を、高杯を含む様々な遺物が当時の人々にとってどのようなイメージで認識され、位置づけられていたかを、イメージポジション図で表した（図4）。この図は、縦軸で象徴性、横軸で専有性の相対的な位置を示すものである。一つの集落内での専有の単位は、個人や世帯あるいは工人集団などの単位が考えられるが、その区別は困難な場合が多く、あくまで目安として表現している。例えば、墳丘墓の埋葬施設から出土する副葬品は象徴性が高く、特定個人の専

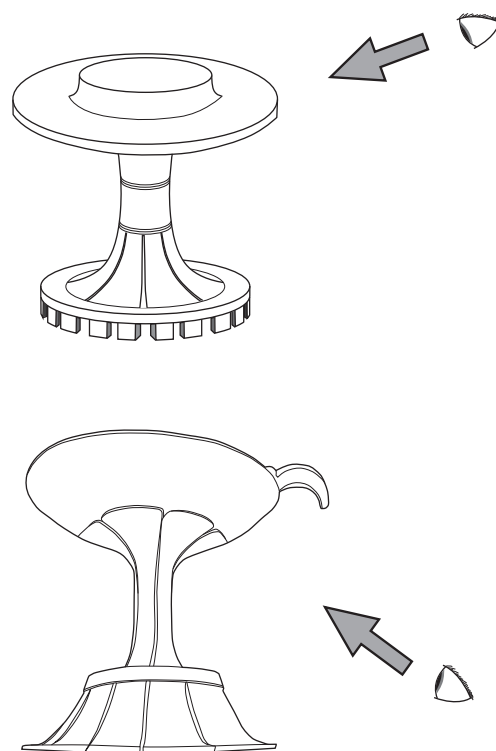


図3 高杯と視線の関係

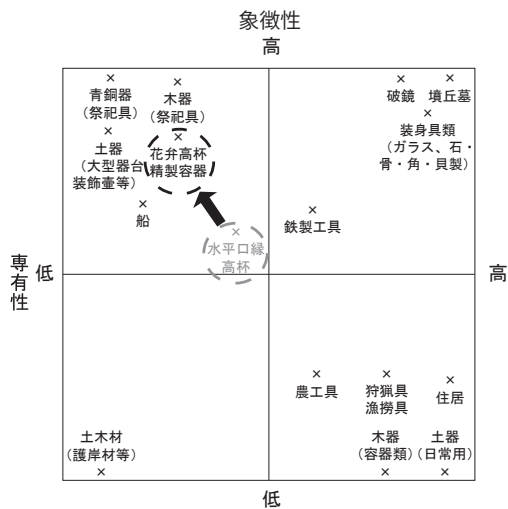


図4 イメージ・ポジション

有度合が高いと考えられる。一方、日常的に使用する甕、壺、高坏等の土器は、象徴性が低く、特定世帯の専有度合が高いと考えられる。花卉高杯は、銅鐸などの青銅祭祀具と同様に、象徴性は高いが集落の構成員に共有の側面が強く、専有度合は低く位置づけられたと考えられる。このような図の中で考えると、水平口縁高杯から花卉高杯への変化は、イメージポジションの変化に連動したものだと思われる。

3 花卉高杯の分布

花卉高杯は石川県から福岡県にかけて、日本海沿岸地域に特徴的に分布し、中でも青谷上寺地遺跡でまとまって出土している（茶谷 2005）。近年の調査で、松原田中遺跡、乙亥正屋敷廻遺跡、青谷横木遺跡からも花卉高杯が出土し、特に鳥取県東部に分布の中心があることが改めて認識された。花卉高杯の変遷を上記のとおり整理した上で、各遺跡から出土した花卉高杯の位置付けを行う。まず、鳥取県内では乙亥正屋敷廻遺跡から出土した花卉高杯は、第IV期から第VII期にかけてのものと考えられる。図示していないが、G7トレンチ出土品は大きく破損しているが杯底部外面に円形段があり、その内側を分割したもので、第IV期と考えられる。松原田中遺跡から出土した杯部は第V～VI期のものと考えられる。青谷横木遺跡から出土した脚部は第VII期のものと考えられる。石川県西念・

南新保遺跡出土品、白江梯川遺跡出土品は第V～VI期、白江念仏堂遺跡のものもおそらく第V～VI期と考えられる。島根県西川津遺跡、五反配遺跡のものは第V～VI期、姫原西遺跡のものは第IV期、兵庫県袴狭遺跡と福岡県比恵遺跡の脚部は第IV期から第VI期の可能性がある²⁾。

第III期の脚部形態がはっきりしない上に、杯部か脚部のいずれか一方しか出土していない場合は、厳密に時期を比定するのは難しいが、乙亥正屋敷廻遺跡を除くと、ほとんどの遺跡では第V期を中心とする時期に各遺跡に1点ずつ分布している。明らかに第VII期の特徴を示す杯部や脚部が青谷上寺地遺跡に地理的に近い遺跡以外では認められないのは、多くの場合、花卉高杯の拡散は、一時的で単発の現象だった可能性を指摘できる。一方、青谷上寺地遺跡近隣の青谷横木遺跡や乙亥正屋敷廻遺跡では、花卉高杯を用いたマツリそのものも継続して行われたために、作られ続けたと考えられる。

次に、各地から出土する花卉高杯と青谷上寺地遺跡との関係に目を向けると、西念・南新保遺跡の花卉高杯は形態的特徴、技術的特徴や樹種の違いからそれぞれの遺跡で製作されたもの（茶谷 2005、2013）と考えられている。具体的には、花卉を分割する溝形状の違いや口縁部の段の有無が指摘され、製作者の違いを示すとされている（鳥取県埋蔵文化財センター編 2008）。また、姫原西遺跡出土資料と青谷上寺地遺跡出土資料（図1-6）は樹種や形態的特徴が類似することから青谷上寺地遺跡からの流通が想定されている（茶谷 2013）。松原田中遺跡出土のものは、口縁部に段を削り出したもので、花卉の数は異なるが青谷上寺地遺跡よりも西念・南新保遺跡や白江念仏堂遺跡出土資料と類似する。乙亥正屋敷廻遺跡例は、青谷上寺地遺跡のものに形態的特徴は類似するが青谷上寺地遺跡や他の遺跡のものに比べて明らかに小型で作りが薄く³⁾（図2）、脚部には明らかに粗雑なつくりの資料（図1-12）もある（馬路 2019）。また、青谷上寺地遺跡で出土した5弁

の花卉高杯は杯部の形態が他のものとは異なる蓋付きのものだが、乙亥正屋敷廻遺跡出土例は浅い椀形ないし皿状の杯部を呈すると考えられる。このように、第Ⅳ期に流通したと考えられる姫原西遺跡例を除くと、必ずしも青谷上寺地遺跡の花卉高杯と樹種や製作技術、形態的特徴が一致するわけではない。そのため、姫原西遺跡出土資料を除くと、一部の資料は各遺跡で製作されたと考える立場と青谷上寺地遺跡からの流通を考える立場がある。ところで、樹種について言えば、青谷上寺地遺跡ではヤマグワの使用が多いとはいえ、カヤとケヤキも使われている。西念・南新保遺跡ではケヤキ、白江梯川遺跡ではヤマグワ、袴挟遺跡ではカヤ（兵庫県立考古博物館編 2011）が使われており、青谷上寺地遺跡で花卉高杯製作に使用された樹種のバリエーションを逸脱していない。他の遺跡も同じである。樹種の違いを製作地との関係に結び付けるには根拠が弱いと考えられる。

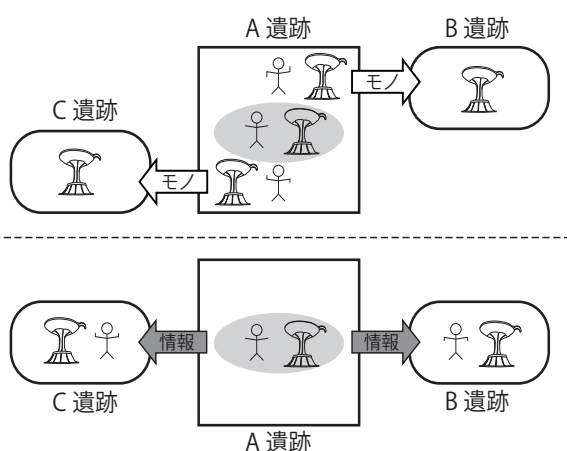
形態的特徴の違いによる評価はかなり難しい側面がある。青谷上寺地遺跡に複数の工人の存在を想定し、各工人によって製作されたものがそれぞれ別々の地域に流通したと考えると、他遺跡で独自に製作されたとは即断できなくなる（図5上）。図5下図のように製作地の違いが想定できるのは、例えば、A遺跡では使わない、

B遺跡やC遺跡のある地域において特徴的な素材や技術が使われている、B遺跡やC遺跡において特徴的な形態が継続的に維持されている、B遺跡やC遺跡のある地域に特徴的な他のモノと共通する要素が取り入れられているなどの場合である。このような状況が認められる場合は、製作地の違いを想定する要因になり得ると考えられる。ただし、上記のような場合でも、A遺跡においてB遺跡やC遺跡のために特注で製作していた可能性は排除できないし、また、そのことを証明することも難しい。

次に、製作技術について検討する。

4 花卉高杯の製作

花卉高杯の製作については、西念・南新保遺跡出土品が轆轤による挽物（工楽 1989）、青谷上寺地遺跡出土品が、刃物であるとされている⁴⁾（茶谷 2005、鳥取県埋蔵文化財センター 2008）。こうした考古学上の見解とは別に、西念・南新保遺跡出土品は、轆轤の工学的理由及び同心円状の加工痕が外周に対する同心円でなく、その凹凸が刃物による切削痕でないこと、爪痕がないことから挽物であることを否定する見解がある（成田 1990）。一方、復元品の製作を行った三宅博士氏は、製作における轆轤使用の可能性を指摘している（三宅 2013）。花卉高杯の製作技術は、弥生時代の轆轤資料が無い状況で製作物から轆轤使用の有無を論じているのが現状で、その判断基準として取り上げられてきたのが、①平面形が正円かどうか、②同心円状の加工痕の有無、③轆轤に固定する際の爪痕の3点である。①については、ほとんどの出土品の口縁部が破損した状態であること、2千年近く土中に埋もれていたことを踏まえれば、判断基準としては不適切である。②については意見が割れており、③については、轆轤で製作されたもの全てに爪痕が残されているわけではなく、マツリ場で使う精製品に爪痕を残したままにするとは思えない⁵⁾。また、②と③については、轆轤を使用したとしてその後一切



※上図：A遺跡で複数工人が製作し、それぞれの工人が製作したモノがB遺跡とC遺跡へ移動
 下図：A遺跡のモノに関する情報がB遺跡とC遺跡へ移動しそれぞれの遺跡で製作される

図5 形態的特徴の違いとモノと情報の移動

表面に加工を施さないのか、仕上げに手作業で加工するのかといった製作工程の問題も関係しており、一概に決められるものではない。結局のところ、その時々提示された基準のすべてを満たす資料は今のところ無く、轆轤が発見されるまで確実な根拠を提示することはできないし、この問題が完全に決着することは無いと思われる。

ただし、筆者は以下の2点から、現状では轆轤の使用に肯定的である。1つ目は、杯部の中では厚みがあり、歪みにくい底部外面の円形段や花卉装飾の外周が、ほぼ正円になっていることである。2つ目は、花卉装飾や円形段と脚柱部、脚台部の軸がほぼ同じであること⁶⁾があげられる。工楽氏も、横断面のCT画像を検討し、中心がほぼ一致することを指摘している(工楽 1989)。轆轤を使う利点の一つは、例えば一木式のものの場合、口縁端部、花卉装飾外周、脚柱部、脚台部の段、脚端部毎に削り出される円の中心軸が真っ直ぐ通ることにある。各円形部分にコンパス状の道具を使用して円を割り付けられたとしても、口縁端部から脚端部まで同一軸で円を割り付けるのは、少なくとも回転台など芯出しができる道具を用いないとかなり困難だからである。

なお、轆轤使用の有無にかかわらず、立体的な曲面を成す器形にコンパス状の道具や直角定規で花卉装飾の分割線の割り付けを行うのは難しい。コンパス状の道具を使用しなくても、轆轤等により花卉外周線が割り付けられれば、紐等を外周に沿わせて円周の長さを測り、その紐等を等分に折り返して、折り目に印をつければ容易に割り付けることができる。4弁に比べて6弁や5弁の割り付けが難しいということはない。

以上のように、物的証拠があるわけではないが、製作には轆轤を使用した可能性が高いと考えており、西念・南新保遺跡出土資料と青谷上寺地遺跡出土資料の間で指摘されてきた製作技術上の違いを積極的には評価していない。この

ことを前提として樹種と形態的特徴の違いを考慮するとどのような状況を考えられるだろうか。そのことを検討する前に、各遺跡での出土状況を検討しておきたい。

5 花卉高杯の廃棄

花卉高杯は、ほとんどの資料が溝又は流路等の水に関係する遺構等から出土する。弥生時代中期から一定数の高杯が出土した青谷上寺地遺跡の場合、中期の水平口縁高杯は、ほとんどが包含層から出土し、水に関係する遺構からは17点中2点しか出土しないという対照的なあり方を示している。このことは、先に指摘したように水平口縁高杯から花卉高杯への変化に伴う集落内での位置付けの変化と連動して取り扱っても変化したとも考えられる。

ところで、花卉高杯の出土状況の中には、乙亥正屋敷廻遺跡出土品等のように、杯部と脚部がセットで出土し、接合する場合もある。この資料について見てみると、杯部と脚部は脚柱部の中ほどで接合する。保存処理後に接合しているので、現状では見ることはできないが、破面は平滑で、不意に折れたりした時や手で棒等を折った時のように、破面がギザギザになったり、表面側に割れが及んでいる状態ではない。青谷上寺地遺跡の出土資料の場合も、接合しないまでも、杯部と脚部の割れ面を確認できる資料を見ると、いずれも、脚柱部や杯部の根本付近など太い部分で分断されていて、割れ面は平滑である。また、脚部の付け根で割れている場合も同様に平滑な割れ面である。これらの例が示すように、最も折れにくく、破損しにくい箇所、割れ面が平滑になるように割れているというこ

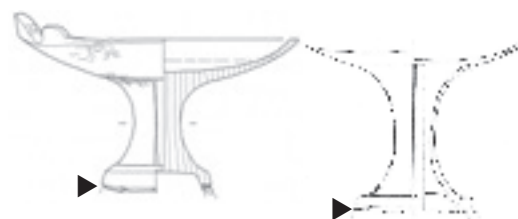


図6 青谷上寺地遺跡出土高杯(左)と
姫原西遺跡出土高杯(右)

とは、人為的に工具を用いて分割して、廃棄されたと考えられる。例えば、青谷上寺地遺跡の出土品の杯底部外面には分割の際に付いた可能性のある複数の工具痕が残るものがある（図1-5）。西念・南新保遺跡、白江梯川遺跡、白江念仏堂遺跡、袴狭遺跡、松原田中遺跡、姫原西遺跡等でも、残存状態から分割したと考えられる。青谷上寺地遺跡から流通した可能性が高いとされる姫原西遺跡出土資料は、青谷上寺地遺跡資料と同じように、脚裾部の付け根で分離されている（図6）。このような高杯の出土状況は、単に製作された物が流通しただけでなく、製作から廃棄に至るプロセスが体系的に受容されていたことを示すと考えられる。

また、脚裾部や杯部の根本、脚柱部の中ほどで分割して、マツリの道具としての機能を完全に停止させ、流路や溝など水に関係する場所に廃棄するという行為の背景にはどういった思想があったのだろうか。水に物を浸すことは、形態の解消を意味するとともに、水との接触は常に再生を含意する（エリアーデ 1985）という考えがある。花卉高杯を水と関係する場へ廃棄したということは、単に花卉高杯が担っていた役割の終わりを示すだけでなく、新しい花卉高杯の再生に集落で行われるマツリの思いを重ねあわせていたのかもしれない。

6 まとめ

廃棄行為における取り扱いまで共有していたと考えられることを前提に、各遺跡の花弁高杯について検討すると、モノや技術だけが移動した可能性は低く、何らかの形で人が関わった可能性が高いと考えられる。例えば①青谷上寺地遺跡から人（工人でない場合も含む）とモノがセットで移動する、②青谷上寺地遺跡から人（工人）が移動し、現地で製作する、③他の遺跡から青谷上寺地遺跡に来て、製作から廃棄に至る過程を体系的に習得した人が地元に戻って製作する等の可能性が考えられる。以上のように整理すると多くの場合は、①ないし②のケースに

相当すると考えられる。工人だけが移動する場合は、現地で調達可能な樹種で製作されることも有り得る。そのことが、使用される樹種の違いが生じる要因になると考えられる。一方、乙亥正屋敷廻遺跡出土の花弁高杯は、他の花卉高杯に比べて明らかに小型である（図2）。口径と花卉径の関係をみると、青谷上寺地遺跡や北陸地方出土のもの分布が比較的まとまるのに対して、乙亥正屋敷廻遺跡のものは分布を異にする。こうした傾向は、IV期と考えられる杯部から継続している。脚部も含めて考えると、少なくともIV期からVI期まで継続的に小型品が製作されたと考えられる。こうしたことから青谷上寺地遺跡で製作されたものではない可能性が高い⁷⁾と考えられる。青谷上寺地遺跡に距離が近く、他の出土遺物にも共通性が高いことから日常的に密接な交流を想定できる乙亥正屋敷廻遺跡は③のケースを想定できる。

おわりに

花卉高杯を用いたマツリは、青谷上寺地遺跡と乙亥正屋敷廻遺跡を除く遺跡では必ずしも社会の中に深く根を張ることはなかった。その背景には、集落関係の変化や社会全体が墳丘墓祭祀への大きな流れの中にあつたことなどが想定できるが、機会を改めて検討したい。

【註】

- 1) 第I期に位置づけた資料は、弥生時代後期とする考えがある（茶谷 2005、2013）が、当該地域では土製の水平口縁高杯が弥生時代後期まで確実に存続する例は知られていない。本論では、水平口縁高杯であることを重視して弥生時代中期後葉に位置づけた。
- 2) 白江念仏堂、袴狭遺跡、比恵遺跡は公表された図、写真では時期の検討が難しかった。今回は資料を実見できていないため、機会があれば改めて検討したい。
- 3) 図示した以外に、乙亥正屋敷廻遺跡G7トレンチ内から出土した花卉高杯も口径17cmの小型品である。

- 4) 浦も轆轤使用を積極的に評価しない立場を明らかにしている(浦 2020)。ただし、茶谷氏は中期段階の水平口縁高杯の一部については口縁部が正円であることから挽物であるとし、搬入品の可能性を指摘している(茶谷 2005)。
- 5) 杯部中央にある径約 0.3 cm の小穴と轆轤との関係を指摘する説(久保田・石川 2005)がある。
- 6) 図 1-7、8 は花卉装飾の中心と脚柱部の中心と約 7 mm のずれがあったが、実測時に多少傾いていたためと考えられる。花卉装飾と口縁は本来水平になると思われるが、図上では傾いている。
- 7) G7 トレンチ出土品は、未報告だが保存処理前の赤色顔料分析の結果ベンガラが塗布されていたことがわかっている。青谷上寺地遺跡の花卉高杯は水銀朱又は水銀朱とベンガラが併用されている。

【参考文献】

- 浦蓉子 2020 「古墳時代前期における木工技術の変容」『奈文研論叢』奈良文化財研究所、57-75 頁
- 金沢市教育委員会編 1983 『金沢市西念・南新保遺跡』金沢市・金沢市教育委員会
- 久保田正弘・石川ゆずは 2005 「白江梯川遺跡の木製高杯について—資料提示と問題提起—」財団法人石川県埋蔵文化財センター編『石川県埋蔵文化財情報 第 14 号』39 - 46 頁
- 工楽善通 1989 「木製高杯の復元」『古代史復元 5—弥生人の造形—』講談社、98 - 99 頁
- 公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室編 2018 年『松原田中遺跡Ⅲ』鳥取県教育委員会
- 鳥根県教育庁文化財課埋蔵文化財調査センター編 1999 年『姫原西遺跡』鳥根県教育委員会
- 鳥根県教育庁埋蔵文化財調査センター編 2003 年『西川津遺跡Ⅸ』鳥根県土木部・鳥根県教育委員会
- 鳥根県教育庁埋蔵文化財調査センター編 2005 年『五反配遺跡(平成 16 年度調査)』鳥根県教育委員会
- 鳥取県埋蔵文化財センター編 2008 『弥生の至宝～花卉高杯とその背景～』鳥取県埋蔵文化財センター
- 鳥取県埋蔵文化財センター編 2018 年『青谷横木遺跡Ⅱ』鳥取県埋蔵文化財センター
- 鳥取県埋蔵文化財センター編 2019 年『乙亥正屋敷廻

遺跡』鳥取県埋蔵文化財センター

- 成田寿一郎 1990 「弥生唐古高杯は轆轤挽きか否か」『日本木工技術史の研究』法政大学出版局 191 - 200 頁
- 樋上昇 2008 「花卉高杯の果たした役割」鳥取県埋蔵文化財センター編『弥生の至宝～花卉高杯とその背景～』鳥取県埋蔵文化財センター、24 - 25 頁
- 樋上昇 2009 「木製容器からみた弥生後期の首長と社会」出土木器研究会編『木・ひと・文化～出土木器研究会論集～』出土木器研究会、61 - 76 頁
- 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所編 2000 『袴狭遺跡』兵庫県教育委員会
- 兵庫県立考古博物館編 2011 『木のうつわ 六千年の技』
- 茶谷満 2005 「青谷上寺地遺跡出土の木製容器」鳥取県埋蔵文化財センター編『木製容器・かご』鳥取県埋蔵文化財センター、5 - 92 頁
- 茶谷満 2013 「青谷上寺地遺跡出土の木製容器」角田徳幸編『木製品から見た古代の暮らし』鳥根県古代文化センター、49 - 61 頁
- 馬路晃祥 2019 「乙亥正屋敷廻遺跡の木材利用について」鳥取県埋蔵文化財センター編『乙亥正屋敷廻遺跡 第 4 分冊』鳥取県埋蔵文化財センター、302 - 323 頁
- 三宅博士 2013 「弥生時代木製品の現寸模刻による製作技術の模索」角田徳幸編『木製品から見た古代の暮らし』鳥根県古代文化センター、23 - 36 頁
- ミルチャ・エリアーデ 1985 「水と水のシンボリズム」『エリアーデ著作集第 2 巻 豊饒と再生 宗教学概論 2』せりか書房、58 - 100 頁

【挿図の出典】

- 図 1 : 1 ~ 6・8 ~ 11・14・15・17 鳥取県埋蔵文化財センター編 2005 『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告 1 木製容器・かご』、7・12・13・16・18 鳥取県埋蔵文化財センター編 2019 『乙亥正屋敷廻遺跡 第 3 分冊(2・3区)』を一部改変
- 図 2 ~ 図 5 : 筆者作図
- 図 6 : 鳥取県埋蔵文化財センター編 2005 『木製容器・かご』鳥取県埋蔵文化財センター、鳥根県教育庁文化財課埋蔵文化財調査センター編 1999 年『姫原西遺跡』鳥根県教育委員会を一部改変